

事務連絡
令和5年4月28日

地方厚生（支）局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会

御中

厚生労働省保険局保険課

「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」
の改訂について

健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給については、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について」（令和2年3月6日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）別紙「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」（令和2年5月15日、令和4年6月24日及び令和4年8月9日一部改訂。以下「Q&A」という。）をお示ししていたところです。

このうち、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」の改訂について」（令和4年8月9日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）において、感染急拡大に対応した当面の間の運用としてお示しした傷病手当金の支給申請に係る臨時的な取扱いについては、今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等を踏まえて終了することとし、別紙のとおりQ&Aを改訂し、令和5年5月8日から適用することとしましたので、運用に当たって、十分に御留意の上、引き続き、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。なお、今後、新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けの変更後の状況等を踏まえ、Q&Aの取扱いについて改めてお知らせする予定であることを申し添えます。

別紙

「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について」（令和2年3月6日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）別紙「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」について、以下の（※）を削除し、令和5年5月8日以降に受け付けた傷病手当金の支給申請（支給申請期間が同日前であるものを除く。）においては、医師の意見書の添付が必要であるものとする。

また、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について」（令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等を踏まえ、医師の意見書の取扱いに関し、Q4の一部を改正するとともに、Q5及びQ11からQ15までを削除する。

（※）新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を踏まえ、令和4年8月9日以降に申請を受け付けたものについて、当面の間、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給における臨時的な取扱いとして、以下の運用とする。

- ・ 傷病手当金の支給申請に際し、医師の意見書の添付は不要とし、事業主からの当該期間、被保険者が療養のため労務に服さなかった旨を証明する書類を添付すること等により、保険者において労務不能と認められる場合、傷病手当金を支給する扱いとすること。
- ・ Q4、Q5、Q11、Q14及びQ15にかかわらず、医療機関への受診を行わず、医師の意見書を添付できない場合であっても、支給申請書にその旨を記載することは不要であること。